

四月闘争の爆発へ

民学同第二回全国代表委員会開く

野戦闘争をふまへ

民学同九回大会で確認され、三月二十八日、四月一日の王子野戦闘争の総括②ジョソソソ声明以降の新しい情勢の評価③四月闘争の課題ならびに行動方針を確定④これら諸闘争を支える組織体制、財政体制、機関紙体制の確立を確認し、不屈の戦闘的政治同盟建設へ一歩を進めた。

野戦病院粉砕の連続闘争の展開によって闘いの中軸を担った民学同、自治会共闘への集中的弾圧をねがえし、野戦病院開設をめぐる局面変化①ジョソソソ声明と佐藤内閣孤立化の条件の成熟②「和平」交渉の有利さ確保のための戦闘激化により、兵士の修理工場たる野戦病院の早期開設の要求、侵略拠点としての野戦登場③区・都議会の反対と組織的市民による恒常的運動の展開を正確に把握し、野戦闘争の全国焦点化への

学生運動弾圧を意図

文部省が全学部長会議招集

灘尾文相・文部省は、四月六日、今月中旬から五月にかけて、前後八回の国立大学学部長会談をひらき、学生運動対策を指令すると発表した。これは昨年末文相に就任するや「国防教育」の推進を語り、今国会に教育三法（外国人学校法、学校教育法改悪、教育公務員特例法改悪）を提出して、七〇年安保闘争に備える教育の反動的再編を図ってきた灘尾文相の第二弾であり、学生運動弾圧と大学自治破壊の大規模な策動である。

文部省が招集する全国全学部長会議の特徴は、第一にこれが羽田闘争以後二度ひらかれた全国大学全学部長会議に続いて各学部長の直接接合を意図したものである。これは大学の自治を各個別学部の自治に分解し、個別学部の長を文部省の直接掌握下におき、大学を政府の意のままにしようとするものである。

第二は、一連の学部長会議のトップに教養学部長会議を置き、政府の新生入生対策、新生入生への間接統制を強化するとともに、既成事実を積み重ねて文部省の大学支配を恒常化しようとするものである。

第三は四月十五日、文部省から学生運動に対する「教育勅語」

公安条例の撤廃へ

大阪市大自治会委員長の裁判闘争

強力な公判闘争を

去る一月二十日、神戸で行われた大阪市大、神戸大、神戸商船大各自治会主催の「エンタープライズ寄港抗議統一行動」において不

れを補完する位置を占めていた。しかしながら、六六年の早大授業料闘争以降激発する大学危機の中で、私学への警官導入の日常化が生じ、続いて国立大学の弱体化の警官導入も日常化してきている。このような事態のなかで、全国全学部長会議の招集は、文部省の間接支配から直接支配への転換によって、従来の国大協自主規制と文部省間接統制という路線を、文部省直接支配と警官導入という二本の基軸へと転換させ、それを国大協自主規制路線が補完するといふ新しい大学支配政策の採用を意味する。

この転換は、六二年の大法法流産の後に、長い潜伏を余儀なくされた政府の大学直接統制の復活であり、このことによって新たに七〇年安保を目前にして、大法法を登場させる下準備であることは明白である。また全国全学部長会

つあることを示している。佐藤の対ベトナム、対中国、沖縄政策は、独占内部を含め国民世論の段階で孤立化する局面を迎えた。今やわれわれの合言葉は「追撃戦を組織し、ベトナム侵略拠点粉砕・佐藤内閣打倒・安保放棄の実現」でなければならない。この追撃戦こそが帝国主義的平和の偽善性を最後の粉砕しうる国際主義的責務であろう。

同盟の運動の基本的性格と方向を、ベトナム・沖縄・七〇年安保の戦略的課題に設定し、ベトナムの人民の解決と佐藤内閣追撃戦の環を沖縄・B52撤去・王子野戦粉砕の侵略拠点におかねばならない。

四・二七、二八全国動員による王子・国会包囲の現地闘争の連続的展開を圧倒的に実現しなければならない。そして、この四月闘争の一点集中による現地闘争との結合によって、佐藤追撃戦を組織することである。

すでに全米の学生は四・二六全国ゼネストを準備している。沖縄県では労働者のゼネストを中軸に四・二八の二十万人大会が予定されている。国労は戦後最大のストライキ体制を確立しつつある。同盟はこれらの諸勢力と真に連帯するため、四・二六沖縄B52撤去・野戦粉砕・ベトナム和平奪還・佐藤内閣追撃全国学生ゼネストと

四・二七、二八全国動員による王子・国会包囲の現地闘争の連続的展開を圧倒的に実現しなければならない。そして、この四月闘争の一点集中による現地闘争との結合によって、佐藤追撃戦を組織することである。

任務を果す中で、七月ベトナム反戦・安保放棄全国学生自治会共闘結成に突き進まねばならない。

民学同第二回全国代表委員会は以上のことを確認し、四月闘争の爆発の中で、「激動の七〇年安保を担う不屈の戦闘的政治同盟」建設を全学団で展開することを誓った。

かかる公安条例に対して、昨年京都・東京地裁等において相ついで違憲判決が出され、他方、東京地裁における国会周辺デモ規制にかかわる二度の執行停止と首相の異議の問題が派生し、公安条例問題も新しい局面に到来している（注②）。今回のエンタープライズ寄港抗議デモにおける山本委員長の見解は、この公安条例問題の新局面の中で行なわれたこと、佐世保闘争弾圧の一環として行なわれたこと、なかんずく神戸市公安条例に対する初の憲法裁判であることが大きな特徴である。

政府・独占の弾圧体制強化の中で、民学同結成以来、初めての起訴者を出したことは、民学同にとって公判闘争に対する早急な組織的対応の必要性を示しているが、民学同市大支部では、四月新学期より山本委員長の公判に対する資金力と傍聴者の動員を中心として、全学的な公安条例撤廃に向けての公判闘争を展開する準備を整えている（注③）。

（注①）三次防に見られる自衛隊の治安確保体制、予算措置による機動隊の人的物的拡充、公安条例、道交法、警職法の乱用、現地の治安反動体制の強化は（注①）周知のとおり、公安条例と呼ばれ占領下のレッド・パージに象徴される反共体制の強化、およびそのための一連の諸立法——占領下の団規令や講和条約後の破防法など——の系列の一環として、すなわち、占領体制の落とし子として生み出された。その本質は「公共の福祉」という名の下に憲法二二条によって保障された「表現の自由」に違反する治安立法に他ならない。

公安条例の特徴としての許可条件は、フランス式・シカゴ・サカケ足・渾足・ことさらの停泊・すり込み等々などの場合にも、刑罰と実力規制をもって制裁されるべき対象となる。デモの本来のデモとしての機能は、この許可条件によって形骸化され、実際のデモに際しては、許可条件の履行という名目のもとに権力による最大限の干渉と弾圧が行なわれるのである。

かかる公安条例に対して、昨年京都・東京地裁等において相ついで違憲判決が出され、他方、東京地裁における国会周辺デモ規制にかかわる二度の執行停止と首相の異議の問題が派生し、公安条例問題も新しい局面に到来している（注②）。今回のエンタープライズ寄港抗議デモにおける山本委員長の見解は、この公安条例問題の新局面の中で行なわれたこと、佐世保闘争弾圧の一環として行なわれたこと、なかんずく神戸市公安条例に対する初の憲法裁判であることが大きな特徴である。

その後の佐世保

【佐世保】六八年の展望を象徴した、エンタープライズ阻止現地闘争から二ヵ月。街も人も、その街をつつと自然も、すっかり春の衣がえでかわった。かわいた街並に、明るい色彩が色どりを添えている。その色どりのなかから、一見してそれとわかる、学生旅行者の姿が、例年よりもふえていた。そうした学生が、ここ二週間、五組ほど駅前労働者地区委員会事務所をたずねて来た。現地闘争はテレビで観た人たちは多かった。三派の諸君が果たした役割、日共と民青の裏切りの事実の数々、そして市民の支持と、市民運動の現状……そうした現地の者の話が、彼らに響いていた予備知識を、さらさらと豊かにしてくれた。そう言った反応としが受けとれぬ、うなづ

反戦反権力討論集会
主催 武三反戦・武蔵野市職青婦部・全通武三支部・三鷹マル研、その他
4月20日 午後2時半～9時
緑町福祉会館（三鷹駅北口から「緑町住宅前行き」バス終点）
講師 山本喜延（ベトナム反戦運動の現状と七〇年闘争）、中村丈夫（反戦運動と労働者運動の展望）、武蔵一平（反戦から反権力へ）
会場整理費100円